

東京医療保健大学入学者選抜規程

(目的)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則（以下「大学学則」という。）第30条及び東京医療保健大学院学則（以下「大学院学則」という。）第13条の規定に基づき、本学の入学者選抜を公正かつ妥当な方法で実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学者の選抜方法等)

第2条 入学試験の日程、実施体制及び選考方法等（以下「選抜方法」という。）は、大学経営会議の議を経て、学長がこれを決定する。

2 前項により決定された選抜方法等は、学生募集要項でこれを公表する。

(出願資格)

第3条 本学に入学を志願することができる者は、大学学則第28条若しくは第45条又は大学院学則第11条の定めに該当する者及び入学を予定する年度の前年度末までに当該各条の定めに該当する者とする。

(入学試験)

第4条 入学試験は、学生募集要項に基づき実施する。

(合否判定)

第5条 入学試験の合否判定に関し、合否判定委員会を設置する。

2 合否判定委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 大学経営会議議長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) 学科長
- (6) 専攻科長
- (7) 大学経営会議室長
- (8) 事務局長
- (9) 入試事務部長
- (10) その他学長が必要と認めた者

3 入学試験の合否判定は、合否判定委員会の審議を踏まえ、学長が行う。

4 学長は、合否判定に関し、教授会の意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、入学者選抜等に関し必要な事項は、学長がこれを定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学経営会議の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。